

民間支援機関・実務者紹介 ～ 東京都地域生活定着支援センター ～

地域生活定着支援センターは、平成 21 年度から始まった厚生労働省の地域生活定着支援事業を担う機関で、都道府県が設置しています。

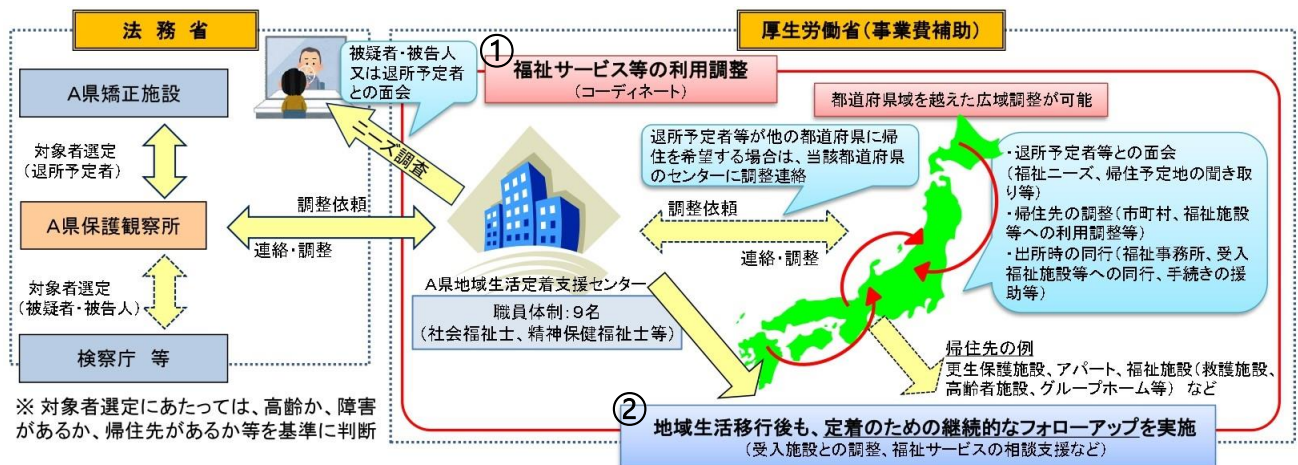
地域生活定着支援センターは、矯正施設に収容されている人たちのうち、高齢又は障害のため、釈放後に自立した生活を営むことが難しいと思われる人に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を受けられるよう保護観察所と協働して支援を行っています。

今回は、東京都が設置する東京都地域生活定着支援センターの寺崎センター長と、菊地主任支援員がインタビューにお答えくださいました。

東京都地域生活定着支援センターインタビュー（令和 4 年 8 月 2 日）

● 東京都地域生活定着支援センターの業務

東京都地域生活定着支援センターの業務は、①矯正施設入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等（以下：福祉施設）へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務があります。東京への帰住希望はとて多いので、当センターでは①②が業務の大半を占めています



● コーディネート業務の概要

コーディネート業務では、矯正施設収容中に対象者と面接を行って、出所後の生活のための必要な調整や準備を釈放までの間行います。例えば、生活保護の受給申請、介護保険内外のサービスや障害福祉サービスの申請、区分認定調査、サービス調整、医療機関の受診調整

などです。施設への入所希望がある場合は入所調整を行っていますし、地域生活を希望する場合は、地域生活支援の関係機関に働き掛けます。

刑期満了前の6か月以上の調整機関の担保を目安としているのですが、刑期の短い人はその6か月を確保することができないこともあり、短期間に集中的に支援します。調整の大まかな流れは、初回面接でご本人の話聞き、施設入所希望であれば二回目は当該施設職員と面接してもらって、三回目は面接結果の通知と出所後のタイムスケジュール確認、といった感じですが、ただ、障害福祉サービスで計画相談を導入する場合は、計画作成や区分認定調査のための面接を実施しますし、施設調整がうまくいかない場合なども面接の回数は増えます。

当センターのコーディネート業務の対象者は、全国の特別調整対象者のうち、都内の矯正施設から釈放される人と、東京都内への帰住を希望する他県等所在の矯正施設から釈放された人です。特別調整の対象者はほぼ満期釈放者です。都内の矯正施設から都内への帰住を希望する人は当センターで支援開始から釈放まで調整・支援します。都内の矯正施設から他県等への帰住を希望する人には、当センターが初回面接を行って、当該自治体設置の地域生活定着支援センターに受入れの調整をしています。また、他県等所在の矯正施設から都内への帰住を希望する人には、当該自治体設置の地域生活定着支援センターが初回面接を行って、当センターに受入れ調整があります。

● コーディネート業務の実際

どのような環境につないでいくかは、どのような問題を解決しなければならないかによるので、人によって千差万別です。本来的には地域生活に戻っていくのですが、施設入所を選択する人もいます。過去の支援者を頼りたいという人や、特定の地域に住みたい人など、特に強い希望があるときは、相手方に相談した上で、相手方の意向や提案をご本人に示して調整します。また、高齢の身体疾患の人が施設入所を希望し、その人に合いそうな施設があったとしても、必要な医療を受けられる環境を供えた施設を探さなければならないなど、必要性が高いケアを優先して調整する必要があります。

明確に目標を持っている人(お酒をやめられる施設に入りたい、介護施設に入りたいなど)や、既に障害者手帳等を持っていてサービスを導入しやすい状況にある人は自ずと調整の方向性も決まっていますが、障害の軽い方に対してはサービスにつなげる道筋を作るところから始まります。調査等の結果、行政サービスを全く導入できないケースもありますが、地域の支援者が全く入らないという状況はなるべく作らないように調整しています。

● フォローアップ業務

フォローアップ業務では、矯正施設釈放後の支援です。コーディネート業務で立てた計画を実施に移す支援段階です。どんなに入念に事前準備したとしても、釈放後すぐにスムーズ

に生活を始められるわけではありません。釈放を長らく心待ちにして社会に戻ってきたけれど、地域での人付き合いなどに疲れて、「刑務所の方が良かった」と思うような場面もあります。当センターがコーディネートの際に得た、多くの情報や地域の支援者との関係性を活かして、釈放後もフォローアップ業務として伴走型支援を行い、地域の支援者に引き継いでいきます。

金銭管理は課題の一つです。もともと持っていて矯正施設で預かってもらっていたお金に加え、矯正施設の中で作業に従事した実績に応じてもらえるお金（作業報奨金）もあり、刑期の長い人はそれなりの額になります。また、受刑期間中に銀行口座に振り込まれていた老齢年金や障害年金が貯まって高額になっている人もいます。こうした方たちは、すぐに生活保護を受給できる状況にはないので、ご本人と相談して計画的に使えるよう目安を立てるのですが、なかなかうまくいかない場合もあります。

アパート転宅のときは一緒に物件を探すこともあります。矯正施設にいる間は物件を借りられないので、アパート転宅は全てフォローアップ業務です。入所中の福祉施設や現所在地の不動産業者や心ある大家さんに協力を得られる場合もあります。

● 相談支援業務

相談支援業務では、地域の支援者や、更生保護施設、特別調整を希望しなかったけれどいざ社会に戻ってきてみたら生活に難しさを感じたという釈放者などからの依頼を受けてお手伝いしています。

● 今後の課題と方向性

支援が必要な人を福祉制度につなぐことで再犯を防いでいくという発想で始まった地域生活定着支援事業ですが、一方で、福祉制度は犯罪を防ぐ目的で作られた制度ではなく、もともと想定していた対象者像があるわけです。その人の持つ課題が福祉的支援で解決できるのかという視点を持って支援に当たる必要があると考えています。ニーズに応じてこれまでに作ってきたサービス同士の関係を整理し、福祉全体として刑事政策との関連も考えながら、制度を束ね、統合していくことが必要な局面に来ていると思います。

また、満期釈放者にも手厚い支援を行うという施策が打ち出されていますが、満期釈放者の更生保護施設入所は、更生緊急保護を利用したときだけ可能です。更生保護施設は全体の釈放者数に比して定員が少なく、就労自立を目指す仮釈放者の受入が中心となっているので、更生緊急保護の場合は、週末に釈放される人が週明けに行政機関につながるまでの数晩を過ごすという利用方法が主です。更生緊急保護で更生保護施設入所期間中に福祉施設入所を調整するという人もいます。

● 地方公共団体へのメッセージ

私たちの業務は、地方公共団体にとって、あまり馴染みのないものかも知れませんが、それでも、当センターが関わる以前の状態との比較という意味では、支援実績に対する理解は得られているように思います。

近年では様々な機関による福祉的支援のコーディネートが一般的になってきましたが、判決後や釈放後はその人に関わる権限を失う機関もあり、地域生活へのソフトランディングを目的とした関わりを持つことのできない場合もあります。当センターでは、これまでにご説明したとおりフォローアップ業務も行っておりますので、対象者の地域生活がスムーズに進むよう、地方公共団体の各ご担当の皆様と連携していきたいと考えております。全ての自治体、全てのご担当者に広く接する分野ではありませんが、地域生活を支える活動を行っている機関であるということをご認識していただけたら幸いです。

※東京都地域生活定着支援センターについては東京都ホームページ等でご覧いただけます。

東京都ホームページ <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/tiikiseikatsuteityaku.html>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html